

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 (福祉指導課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (")	1
○国土調査の指定 (用地対策課)	1
○道路の区域変更 (道 路 課)	1
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	1
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	2
高知県公安委員会告示	
○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	2
正 誤	
○正誤 (平24・7・6付け 告示ほか)	4

告 示

高知県告示第536号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成24年8月14日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 廃止年月日
酒 井 医 院 吾川郡仁淀川町土居甲941 平24・7・25

高知県告示第537号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に

関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成24年8月14日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成24年6月1日	有限会社山川ライオン堂薬局 室戸市浮津364番地1	山川ライオン堂薬局 室戸市浮津364-1 介護予防居宅療養管理指導
〃	〃	らいおん堂薬局室戸店 室戸市浮津48-4 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
〃	〃	らいおん堂薬局吉良川店 室戸市吉良川町甲3947-109 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
〃	〃	らいおん堂薬局甲浦店 安芸郡東洋町甲浦541 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
〃	〃	らいおん堂薬局奈半利店 安芸郡奈半利町乙1170-2 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

高知県告示第538号

安芸郡馬路村における地籍調査について、国土調査法（昭和26年法律180号）第6条第3項の規定により国土調査として指定したので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成24年8月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定年月日
平成24年8月14日
- 調査を行う者の名称
馬路村
- 調査地域
安芸郡馬路村馬路の一部
- 調査期間
平成24年8月20日から平成25年3月29日まで

高知県告示第539号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年8月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年8月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 土佐佐川
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐市甲原字松尾山 3662番4から 土佐市甲原字アシ谷 3665番3まで	前	5.0 }	54
	後	5.6 }	54
		17.1	

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成24年8月2日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成24年8月2日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の	主たる	定款に記載された目的

		氏名	事務所の所在地	
平成24年8月2日	特定非営利活動法人高知県労働安全衛生センター	間嶋 祐一	高知市薊野北町三丁目2番28号	この法人は、労働災害及び職業病を予防し、働く人々の安全安心の確保と、労働災害被災労働者の援護及び救済に関する事業を行い、働く者の「いのちと健康」を守り、もって働く者の生活、心身の安全、健康、福祉の向上に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
平成24年8月14日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成24年5月30日24高都計第100号	南国市堀ノ内西天王420番2、南国市蔵福寺島字ムロダ330番2	高知市高須新町二丁目4番6号 第2ケイエムハウス302号 堤 真琴

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第19号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条（規則第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査（以下「審査」と総称する。）を次のとおり実施する。

平成24年8月14日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

1 審査の種類、期日及び場所

- (1) 審査の種類
規則第1条及び第10条第1項に規定する技能検定員審査及び教習指導員審査を次の区分に応じて行う。
ア 大型自動車免許及び中型自動車免許（以下「大型自動車免許等」という。）
イ 普通自動車免許
ウ 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許（以下「特定第一種免許」という。）
エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許（以下「大型自動車第二種免許等」という。）
- (2) 審査の期日
平成24年9月20日（木）及び21日（金）
- (3) 審査の場所
吾川郡いの町枝川200番地
高知県警察本部交通部運転免許センター
- 2 審査の申請手続に関する事項
 - (1) 審査を受けようとする者は、規則別記様式第1号の審査申請書（以下「審査申請書」という。）を高知県公安委員会に提出すること。
その際受けようとする審査の種類に応じた自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
 - (2) 審査を受けようとする者が、規則第17条第1項各号、第2項各号、第3項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証明する書面を添付すること。
 - (3) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、次の区分に応じて、次の資格者証を提示すること。
ア 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る技能検定員資格者証
イ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る教習指導員資格者証
ウ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る技能検定員資格者証
エ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る教習指導員資格者証
オ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けよう

とする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又は大型自動車免許に係る技能検定員資格者証
カ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又は大型自動車免許に係る教習指導員資格者証

3 審査の実施に関する事項

(1) 技能検定員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する知識	教則の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにあっては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ95パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能	実技試験により行うもの

	に関する観察及び採点の技能	とし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習(自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。)に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習(自動車の運転に関する知識の教習をいう。)に必要な教習の技能	
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、
	自動車教習所に関	その他のものにあつては95

免許の教習に関する知識	する法令についての知識	パーセント以上の成績であること。
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。

(3) 審査手数料の額

- ア 技能検定員審査(大型自動車免許等23,500円、普通自動車免許19,650円、特定第一種免許14,500円、大型自動車第二種免許等21,850円)
 - イ 教習指導員審査(大型自動車免許等15,000円、普通自動車免許11,800円、特定第一種免許9,450円、大型自動車第二種免許等12,850円)
- 4 その他
 審査の詳細については、高知県警察本部交通部運転免許センター教習所係(電話番号088-893-1221内線372)に問い合わせること。

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平24・7・6	9454	○告示	4	左 (22)	<u>高知県告示第452号の2</u>	高知県告示第453号
平24・8・7	9463	○告示	9	中 (7)	<u>6月15日</u>	6月1日